

第2回建設工事従事者安全健康確保推進専門家会議

平成29年5月15日

【中林専門工事業・建設関連業振興室長】 それでは、定刻となりましたので、ただいまより、第2回建設工事従事者安全健康確保推進専門家会議を開催させていただきたいと思っております。

皆様方には、大変ご多忙のところ、お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。本日、司会を務めさせていただきます国土交通省土地・建設産業局の中林と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、委員のご紹介ということになるかと思うんですけれども、大変恐縮でございますが、時間の関係もございますので、お手元に配付させていただいております委員の名簿をもってかえさせていただきたいと思っております。なお、本日は、井出委員、高野委員、土屋委員、森委員は所用のためご欠席だというふうに伺っております。

それでは、初めに、蟹澤委員長から開会のご挨拶のほうをお願いしたいと思います。

【蟹澤委員長】 皆さん、こんにちは。第2回目の会議ということになりました。この間、パブコメもいただきまして、本日皆さんにまた最終的なご議論をいただくということになるかと思っております。

この会議の目的、もともとはこの法律の目的ですけれども、改めて申すまでもないと思いますが、あえて申し上げておきますと、他産業との競争の中で非常に若年者が少なくなるとかという厳しい状況の中で、この建設産業が持続可能であるために、きちんと担い手を確保すること、3Kと言われているようなところに入っていただくための基盤を整えようということがこの会議の目的だと認識しております。

この間、国交省は建設業で働く人の処遇の改善に取り組まれています。これを車の両輪にすれば、この産業に入ってきていただく方も増えて、産業が持続可能であることが成り立つという考えのもとに設置されたものだと思っております。何よりもこの産業の担い手のためになるものであるということ。そのためには、ここにお集まりの、業界内外の皆さんが一致したところで基本的な方針をまとめる必要があるかと思っておりますので、皆様におかれましては、ぜひそのような観点から今日もたくさんの意見を賜りたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

【中林専門工事業・建設関連業振興室長】 ありがとうございます。それでは、報道関係者の皆様におかれましては、カメラ撮りは冒頭のみということでお願いしたいと思えます。

以降の議事の進行ですが、蟹澤委員長にお願いすることといたしたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

【蟹澤委員長】 それでは、今日もたくさん資料をご用意いただけています。議論すべきこともたくさんあるかと思えますので、早速始めさせていただきたいと思えます。

お手元の議事次第に基づき議事を進めていただきますが、まずは、パブリックコメントの主な意見、それから、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画について、事務局より説明をお願ひいたします。

【野澤安全課長】 厚生労働省の安全課長の野澤と申します。それでは、議事次第の(1)にあります「パブリックコメントでの主な意見」について、資料1で説明をさせていただきます。

これにつきましては、第1回の専門家会議でつくられました骨子につきましてパブリックコメントを、その概要の(1)にある期間、募集しましたところ、193通の意見が提出されました。現在まだ取りまとめ中ということもありますので、一応暫定版ということにはなっております。

主な意見でございます。1つ目の丸に総論の意見がございます。簡単に読み上げさせてもらいながら進めます。「若い世代への引き継ぎのためにも、建設工事従事者の安全及び健康の確保は必要」。「建設職人の処遇改善をお願ひする」。「事業主の立場からも労働者の立場からも、労働災害をなくすことは、経済的にメリットが出ると思う」。「建設工事従事者の安全及び健康の確保を推進するための即効性のある対策は全く見られず、対策は極めて不十分」。こういったところでございます。

2つ目、第2の1でございますが、「建設工事の請負契約における経費の適切かつ明確な積算等」でございます。「安全衛生経費を他の経費と区分して内容と金額を明らかにし、これを下請まできちんと支払われるようにすべき」。「安全衛生経費の別枠計上を法制化してほしい」。「現場の安全点検を法に規定し、その費用を発注者に負担させるように義務化すべき」。こういった意見がございました。

第2の3、「建設工事の現場における措置の統一的な実施」についてでございます。「現場において労働者と同じように働いている『一人親方』の実態を踏まえた『特段の対応』

を検討すること」。「労働安全衛生法の保護対象とされていない『一人親方』についても、健康の確保の面でも職業病などの対策をしっかりと取り組むこと」。「元請に使用されている一人親方は、元請の労働者とみなして労災保険の強制加入の対象とすべき」。こういった意見でございました。

第2の4、「建設工場の現場の安全性の点検等」でございます。「現場の安全点検を的確で客観的なものとするため、専門家による点検を義務化すべき」。「現場の安全や施工性を向上させる新しい技術がもっと導入されるようにしてほしい」。「下請に対する、単価だけではない点数（施工能力・安全姿勢等）による評価制度を導入して欲しい」。こういった意見でございました。

第3の1、「建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上を図るための施策」でございます。「下請についてもすべての業者が社会保険に加入しなければならないような仕組みとしてほしい」。「法定福利費について別枠計上を義務化してほしい」。「週休2日を希望しているが、元請側が望んでいない状況でどのようにすればよいか」。このような意見がございました。

第3の2、「墜落・転落災害の防止対策の充実強化」でございます。「手すり先行工法を義務化して、安全対策の官民格差をなくしてほしい」。「墜落・転落災害の防止対策の充実強化では『現行労働安全衛生規則の遵守徹底』や『望ましい措置の普及を一層促進する』では不透明であり、安全衛生部長通達の『より安全な措置等』を規則化することが、安全及び健康の確保に資する」。「墜落災害の防止に関し、公開の実証実験をすべき。また、教育や研修を現場の実態にあった実証的内容とすべき」。このような意見がございました。

第3の3、「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における先進的取組」でございます。「2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催に向け、大会組織委員会策定の調達コードを、大会の全ての機関の発注工事に適用させるべき」という意見がございました。

第3の5、「施策の進捗状況の点検と計画の見直し」。「基本計画については、2年で調査・見直しをし、3年目に変更すべき」。「労働安全衛生規則の改正について、3年間程度の計画や行動方針を示せないか」。「取組に係るチェックの機能を盛り込んでほしい」。こういった意見がございました。

【木村建設市場整備課長】 国土交通省の建設市場整備課長の木村でございます。それでは、続きまして、資料2をご覧くださいと思います。「建設工事従事者の安全及び健

康の確保に関する基本的な計画案」ということで、本日、計画の本文につきましてご審議をいただきたいと思っております。

1枚おめくりいただきまして、目次が次の2ページにわたってありますけれども、全体で4部構成になっておりまして、まず「はじめに」ということで現状と課題を整理する。第1といたしまして、「基本的な方針」。第2については、「安全及び健康の確保に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策」。最後、第3が、この「施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項」ということで、全体で4部構成ということでございます。

前回、骨子案をご議論いただきましたけれども、そこでいただいた意見、またパブコメの意見を踏まえまして、今回、骨子案を加筆して本文にしたということでございます。

1枚おめくりいただきまして、1ページ目から簡単にご説明申し上げたいと思います。まず「はじめに」ということで、現状と課題でございます。1ポツに安全・健康の確保の推進に必要な環境整備ということで、第2段落目、中ほどでございますけれども、現在も建設工場の現場の災害で年間約400人が亡くなっている、このような現状をまずは重く受けとめ、一層の実効性のある取り組みが求められるという記載をしております。

さらに次の段落でございますけれども、公共工事のみならず全ての建設工事について、労働安全衛生法令に基づく最低基準の遵守徹底に加えまして、さらに建設業者等による取り組みを促進していくことが重要である。また、その前提として、適正な請負代金、あるいは工期等が定められること、従事者の処遇改善、地位の向上、これが強く求められているという記載をしております。

次、2ポツ目が、「一人親方等への対処の必要性」ということでございます。前回も議論いたしました、一人親方等につきましては、労働安全衛生法上の労働者には当たらないということではありますが、一方で、建設工場の現場におきましては、ほかの関係請負人の労働者と同じように作業に従事しております。平成27年には81名の一人親方等が労働者以外の業務中の死亡者として把握されているところでございます。

従いまして、その次の段落でありますけれども、その業務の実情、災害の発生状況などから見て、特段の対応が必要であるということに記載をいたしております。

次、3ポツでございます。冒頭委員長からもご発言ありましたけれども、「処遇の改善等を通じた中長期的な担い手の確保」ということで、賃金水準につきましては、次の2ページ目の上でございますけれども、やはりまだ他産業の労働者と比べて低い水準にあると。また、週休2日の確保もほかの産業と比べて十分ではないということでもあります。そうし

た中、建設業を魅力的な仕事の間とするために、処遇の改善や技能・技術の振興を含めた地位の向上を図りつつ、中長期的な担い手の確保を進めていくことが急務という記載をしております。

続きまして、第1に基本的な方針を記載をしております。1ポツが「適正な請負代金の額、工期等の設定」でございます。まず最初の段落でございますけれども、請負契約において仮に不当に低い請負代金や不当に短い工期で締結されれば、受注者にいろんな無理な手段、工法でありますとか、工程でありますとか、無理な手段等を強いることになり、適正な施工が確保されず、災害発生につながるおそれがある。そのために、次の段落でありますけれども、請負代金については、市場における労務及び資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映し、建設工事従事者の安全及び健康に関する経費を適切に確保する必要があるという考え方を記載をしております。

また、次の段落に飛びまして、「また」のところでございますが、工期につきましては、工事の性格、地域の実情、自然条件等による不稼働日等を踏まえまして、また、週休2日の確保等をした上で、工事を施工するための日数を適切に設定することが必要ということでございます。

次、2ポツに移りまして、「設計、施工等の各段階における措置」ということでございます。最初の段落でありますけれども、工事は、ご案内のとおり、屋外で施工されることが多いため、いろんな自然条件等によりまして大きく左右される。さらに工事現場ごとに施工方法、いろいろ異なっております。

次の3ページに移っていただきまして、最初の段落でありますけれども、まずそのために、設計段階においても、現場の施工条件を十分に調査した上で、従事者の安全や健康の確保に配慮した施工方法を検討することが重要である。また、次の段落、施工段階におきましては、3行目からでありますけれども、労働安全衛生法令に基づく最低基準の措置だけではなくて、現場におけるリスクアセスメント、これを行いまして、当該リスクを低減して、安全及び健康を確保するための措置を自主的に講じていただくことが重要という記載をしております。

次の3ポツが「意識の向上」に関する記述でございます。2段落目の2行目に書いてございますけれども、特に作業に潜む危険に対する感受性が低下しているのではないかという指摘をする声もあるわけでございます。したがいまして、この安全及び健康に関する意識を高める教育の実施、あるいは建設業界全体としての「安全文化」、安全及び健康を最優

先にする気風、気質をさらに醸成していくための取り組みを促進していくことが必要であるということでございます。

次、4 ポツが「建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上」でございます。4 行目でございますけれども、この課題の解決のため、適切な賃金水準の確保、社会保険の加入徹底、休日の確保や長時間労働の是正等の働き方改革の推進などの処遇の改善、地位の向上が図られること等が重要であるという記載をしております。

続きまして、次の4 ページ目に移りまして、第2の「政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策」でございます。1 ポツが「建設工事の請負契約における経費の適切かつ明確な積算等」ということでございます。(1)でございます。建設工事従事者の安全及び健康の確保につきましては、まずは建設工事の請負契約において適正な請負代金の額が定められ、これが確実に履行されることが重要であるということでございます。一方で、これは前回も議論がありましたけれども、安全衛生経費につきましては、建設工事の工種、工事規模、施工場所等により異なるため、関係行政機関等が協力し、その実態を把握するとともに、それを踏まえ、適切かつ明確な積算がなされ、下請負人まで適切に支払われるような実効性のある施策を検討し、実施をするということでございます。

次、(2)が「工期の設定」でございます。1 行目でございますけれども、週休2日の実現、そして労働時間の削減に向けまして、請負契約において、休日などの日数を確保するなど、適切な工期が定められることが重要。さらに、適切な工期延長が行われる等の環境整備を行っていく。さらに、次の段落でございますけれども、施工時期の平準化という記載をしております。

次の2 ポツが「責任体制の明確化」でございます。まず1 行目でございますけれども、元請負人、下請負人それぞれが契約に基づきまして、その役割を適切に果たすことが必要ということでありまして、このために立入検査等を通じて、まずは適正な契約締結等に関して法令遵守の徹底を図っていく。「また」以下でございますけれども、とりわけ中小の建設業者の安全衛生管理能力の向上に向けた教育等の支援も行っていくということでございます。

続きまして、次の5 ページ目にお移りいただきたいと思っております。3 ポツでございます。「現場における措置の統一的な実施」ということでございます。(1)が「業者間の連携の促進」ということで、特に指導・安全衛生教育、設備・機械等の安全確保、職業性疾病の防止など、まずは元請負人による統括安全衛生管理の徹底というのが(1)でございます。

(2) が「一人親方等の安全及び健康の確保」ということで、3行目になりますけれども、一人親方等が業務中に被災した災害を的確に把握するとともに、労働災害との比較などにより、一人親方等の災害の特徴を分析して、それを活用していくという記載をしております。また(2)の一番最後の2行でございますけれども、一人親方等に対して、その業務の特性、作業の実態を踏まえた安全衛生に関する知識取得等の支援を行っていくということでございます。

(3) が労災の「特別加入制度による加入促進」ということでございます。冒頭も申し上げましたこの一人親方については、本来の労災保険の対象にはならないということで、特別加入者として任意加入する必要があるわけでございます。現場において労働者としての実態がある者については、労働者として扱うよう、改めて周知・指導を行うということ。さらに、関係行政機関等が連携をいたしまして、その実態をしっかり把握をいたしまして、一人親方に対する労災保険の特別加入制度への加入を積極的に促進するということでございます。

次、4ポツが「建設工場の現場の安全性の点検等」でございます。(1)でございます。これは次の6ページにお移りいただきまして、2行目からごらんいただきたいと思います。災害事例の分析の充実、あるいは、建設業者による安全衛生活動の取り組みの公開などを通じて、建設業者の活動に対する支援、この実施。あと、建設工場の完了時等における建設業者の安全衛生管理を評価する取り組みの促進という記載をしております。

次の「また」以下が安全性の点検・パトロールでございますけれども、3行目をごらんいただきたいと思います。点検・パトロールを行う者の能力向上や労働安全・衛生コンサルタント等、十分な知識・経験を有する者の活用、元請負人、下請負人の連携の促進という記載をしております。

次の(2)が安全及び健康に配慮した設計あるいは工法、資機材等の開発・普及の促進ということでございます。まず設計につきましては、2行目でございますけれども、安全性に配慮した設計に係る先行事例の収集・普及、この促進でございます。また、次の段落でございますけれども、ICT建機をはじめといたしまして、i-Constructionを推進し、生産性向上にも配慮した安全な工法等の研究開発を推進する。さらに、括弧書きが2行目にありますけれども、「公共工事等における新技術活用システム」、NETISによる新技術の効果的な活用の促進。さらに、「この他」というところで、前回は議論ありましたが、高齢者に配慮した作業方法、熱中症対策などの作業環境の改善を図るとい

うこととございます。

次、5ポツが「意識の啓発」でございます。(1)が「安全衛生教育の促進」ということとでございます。まずは法定の教育の実施はもちろんでありますけれども、2行目にございます建設工事従事者の経験や能力、立場等に応じた教育の促進をする。また、一番最後の行でございますけれども、中小の建設業者が建設工事従事者に対して行う不安全行動の防止や、次のページに参りまして、安全衛生管理に係る教育への支援を行うということとございます。

次の(2)がこの「啓発に係る自主的な取組の促進」ということで、最初の段落の下の2行をご覧いただきたいんですが、安全衛生活動の取り組み、あるいは災害対応事例について積極的な情報発信、水平展開ということ。「また」以下でございますけれども、現場の第一線で指揮をとる職長に関し、優良な成績を挙げた者を顕彰をして意識を高めていくということ。さらに、「あわせて」のところでございますけれども、メンタルヘルス対策、熱中症対策等、心身の健康を確保するための自主的な取り組みの促進を記載してございます。

最後、第3でございますけれども、安全及び健康の「施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項」ということで、1ポツの(1)「社会保険等の加入の徹底」でございます。社会保険等につきましては、平成24年度より、官民を挙げて総合的な対策を進めてきております。2つ目の段落の2行目からでございますけれども、この官民の関係者から構成される協議会を通じまして、引き続き、法定福利費を内訳明示した見積書の活用等による法定福利費の適切な確保、そうした実効ある対策を推進をするということとございます。

次の8ページに移りまして、一人親方につきましては、実態として労働者に該当する場合には、社会保険等への加入、あるいは労働基準関係法令が適用されることについての周知徹底も行って参るということとございます。

(2)が「建設キャリアアップシステムの活用推進」ということで、2行目に記載してありますけれども、経験と技能に応じた育成と処遇が受けられるシステム、官民一体となってこのシステムの活用を推進していくということとございます。

(3)が「『働き方改革』の推進」ということで、総労働時間が長く、休みがとれないこと、あるいは賃金が高産業の労働者と比べて低い水準にあるということとございます。このため、この3月にも働き方改革実行計画が決定されましたけれども、それを踏まえまして、適切な工期設定や週休2日の推進等の休日確保、あるいは適正な賃金水準の確保など、

建設業における働き方改革を進めるということでございます。

次、2ポツ、「墜落・転落災害の防止対策の充実強化」でございます。(1)でございます。建設工場の現場においては今なお墜落・転落災害が最も多いわけでございます。3行目の後段からありますけれども、過去の墜落・転落災害を見ますと、大多数の災害に労働安全衛生規則の違反が認められる状況にある。そのために、まずは労働安全衛生規則に基づく措置の遵守徹底を図るということでございます。加えて、足場からの墜落・転落災害につきましては、厚労省が公表しています「足場からの墜落・転落災害防止総合対策要綱」に示されている労働安全衛生規則に合わせて実施することが望ましい「より安全な措置」等の一層の普及促進に向けて、実効ある対策を講ずるということでございます。

次の9ページ目に参りまして、(2)でございますけれども、公共工事のみならず全ての建設工事について、建設工事従事者の安全及び健康の確保を図ることが等しく重要であることに鑑みまして、墜落・転落災害の発生状況や関連する施策の実績等を踏まえつつ、この防止対策の充実強化について調査検討を行った上で、速やかに実効ある対策を講ずるということでございます。

3ポツが2020年の東京オリンピック・パラリンピック大会における先進的な取り組みということで、2行目からございますけれども、大会施設工事安全衛生協議会、この活動を通じて、建設工事のモデルとして進めていくということでございます。

4番目、「基本計画の推進体制」ということで、まず(1)に「連携、協力体制の強化」に関する記載がございます。まずは厚労省、国交省をはじめ、推進会議というものを立ち上げましたけれども、その場を通じた連携を図っていく。さらに、4行目でございますけれども、建設工場の現場で働く建設工事従事者の意見も尊重しながら、この専門会議の場等を通じて官民の対話・連携の強化を図っていくということでございます。また、地域レベルにおきましては、厚労省、国交省、あるいは都道府県、業界団体におきます推進体制を整備をして、都道府県の計画策定の促進を図っていくということでございます。

(2)が「調査・研究の充実」ということで、独法の労働者健康安全機構・労働安全衛生総合研究所におけます調査・研究を一層強力に推進をしていくということでございます。

次、最後、10ページ目でございますけれども、5ポツ、「施策の推進状況の点検と計画の見直し」でございますけれども、本基本計画に定める施策については、この計画の策定後2～3年で調査等を行った上で、本基本計画に検討を加え、必要があると認めるときには速やかにこれを変更するという記載をいたしております。

説明は以上でございます。

【蟹澤委員長】 ありがとうございます。議事次第ご覧いただくとおわかりいただけるように、本日、今ご説明いただきましたパブコメ、主には基本計画案に対するご意見を伺う場になっております。ご意見やご質問等がありましたら、恐れ入りますけれども、ご所属、お名前をおっしゃった上でお願いいたします。いかがでしょうか。じゃあ、小野委員、どうぞ。

【小野委員】 アクセスの代表の小野と申します。よろしく申し上げます。

まず最初に、私どものほうから今日、資料を2つ出させていただきました。前回もそうだったんですけど、この2つですけど、1つは、「中間集計結果」ということで、建設職人に対するアンケートを出させてもらいました。前回、第1回目のときは1,500名の職人から集まってきました。今回、ちょうど一カ月ちょっとで、ちょうど倍の3,000人になりました。これについてぜひ注視して、建設現場の職人という立場の意見をこの中からぜひ尊重していただきたいと思います。それから、もう一つですが、表紙の右上、「第2回建設工事従事者安全健康確保推進専門家会議 『基本計画』に関する意見資料 作成者：全国仮設安全事業協同組合」と打っている表紙のものです。

この2つをぜひ専門家会議にちゃんとした資料として受け付けていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。前は受け付けていただきました。前もってこれは行政さんのほうにはお出ししてあります。委員長、よろしくお願いいたします。

【蟹澤委員長】 今、色の白い資料2つでございますけれども、これが全国仮設安全事業協同組合のほうから提出がございまして、これについて取り上げてよろしいかということでございますけれども、これについていかがでしょうか。どのようにこれは手続したらよろしいですか。

【中林専門工事業・建設関連業振興室長】 事務局でございます。前回の専門家会議でもアンケートと資料のほう、いただきましたけれども、同じように、アクセスさんというか、小野委員からのご提出資料として資料のほう、扱わせていただきたいと思っております。

【蟹澤委員長】 それでは、今、事務局からそのように、これを、資料として取り上げるということでございますので、小野委員のほうからご説明いただけますか。

【小野委員】 ありがとうございます。それでは、私どもからお出した資料ですね、この中身は、今、木村さんからご説明あった中身と一緒になんですけれども、そこへ私たち

の意向を一部変更、訂正、追加ですね、そういう形をとらせていただきました。それじゃ、この私どもから出した資料に基づいてご説明させていただきます。

まず開いていただきまして、1 ページですけれども、「はじめに」のところですが、原案は、全産業平均の建設労働災害の発生率が 2 倍となっているとなっております。しかし、これはちょっと違和感を覚えます。これはこれで、災害発生率からいくと確かに 2 倍になっているのかもしれませんが、実態はものすごい私たちは強く感じていますので、実態を把握しますと、年間約 400 人が亡くなっているというのは、これは死亡者の数なんですね。労働者と、それから一人親方をトータルした人が 400 人、27 年に亡くなっていると。死亡者を対象にして言いますと、全産業平均のちょうど 8 倍になっているということです。これが実態なので、私たちはこれを重く受けとめなければいけないというぐあいに思っています。

8 倍の死亡災害の発生率になっているので、この「現状を重く受け止め、建設業における災害の撲滅こそがこの法律制定の根源であることを、広く国民と関係者全員が自覚し、そのための実効性ある強力な取組に全力を挙げなければならない」という具合にこのところはさせていただければ、イメージとして合うのかなと思います。

それから、その段落の下から 3 行目ですが、「全ての建設工事に係る」請負契約においてというところを、これを追加していただければと思います。

それから、2 ページですが、第 1 の 1 ポツの中ごろに、「かつ明確に確保する必要がある」と。「経費を適切かつ明確に確保する必要がある」と、このところは「明確に」を入れさせていただきたいと思います。

それから、3 ページはありません。

4 ページですね。4 ページの第 2 の 1 番の (1) ですね。1 ポツの (1) の、「一方、安全衛生経費については」とあるところ、文章のくだけりからいったら、「一方」ではなくて、「特に、安全衛生経費については」のほうが文章の把握の仕方が正しいと思います。「一方」となると、安全衛生経費が全く別なところにいるような感じなんですね。「特に」というのは、その中ということですから、ぜひこれは「特に」にさせていただければと。

それから、ちょうど段落中ごろ、「確実に適切に支払われるような」。これは「適切に」より、「確実に支払われるような実効性のある施策」という具合に置きかえていただきたいと思います。

4 ページ終わり、5 ページですが、3 番の (3) の特別加入制度への加入の「促

進」ではなくて、「徹底」にしていだきたい。「促進」では、どうも私たちは、今までのやり方から見て、どうも甘っちょろいと。何とか「制度への加入の徹底」という形の言葉にさせていただきたいと。それから、一番最後の行もそうですけど、「徹底」をすると。積極的に「促進」ではなくて、「促進」から「徹底」に変えていだきたいという思いです。

それから、6 ページです。6 ページの一番上のほうから 6 行目ですけれども、これは「建設業者や関係団体による安全衛生活動の取組の公開などを通じ」としていだきたい。

それから、ちょうど真ん中、「建設工事の完了時等における建設業者の安全衛生管理を評価する取組を促進する」。「さらに」という、この文章 2 行をつけ加えさせていただきたいんですが、「さらに、建設業者や関係団体の安全衛生活動に関する研修会、講習会等の取り組みを一層促進する」という形にしていだきたいと思います。

なぜならば、ここのところで、私たち、例えばアクセスという団体ですけれども、過去 14 年間、1,200 回の講習会、研修会の開催と、それから 9 万名の人たちに対する研修を行いました。それから、講習会については 1 万 2,000 名の方に対して行っております。これは全部無料でやったケースですね。これはいろいろな方からももちろん要望があってやりました。それから、積極的にやりましたし、例えば地方の監督署さん、あるいは国交省さん、それから地方自治体、それから、建設事業者などの要求から、こういう形の実際の 1,200 回の開催と 9 万名の研修、それから、1 万 2,000 名に対する、1 万 3,000 名に対する講習会というようなことをやりました結果、どうしてもこういう活動を入れてもらえる文章を、この 2 行に、ここへ入れさせていただけないかというお願いです。

それから、その下ですけれども、「また、建設工事の現場における安全性の点検・パトロール等の建設工事の現場において建設工事従事者が一体となった自主的な取組」とありますが、ここがちょっと意味不明なんです、この言葉がですね。結局、この「点検・パトロール等」がどこへかかっていくかなんですね。建設工事従事者が一体となって自主的な取り組みのために、こういうことなのかと。どうも語呂が合わないので、私たちは、そのところ、「パトロール等の取組を一層活発にするため、点検・パトロールを行う者」というような段落につなげていくのが妥当じゃないかということです。

それから、下から 5 行目ですけれども、「研究開発及び普及を推進する」と。これは表題がもう開発と普及がセットになっていますから、同じ言葉を使ったらいかがでしょうかと。これはものすごく大事な部分だと思います。

それから、7 ページですけれども、7 ページの 5 番の (2) の下から 8 行目ぐらいです

けれども、「また、建設工場の現場の第一線で指揮を執る職長に関し」ということなんです
が、これは職長さんだけに限らず、一生懸命やって安全衛生活動で貢献した建設事業者、
あるいは団体、関係団体、それから一般の建設工事従事者に対しても、優良な成績を挙げ
た者を顕彰するという形をとって、みんなやる気にさせていただけたらなと思いま
す。職長さんに限らないということで、幅広く取り入れていただきたいということです。

それから、8ページですけれども、働き方改革の中で、「公共工事設計労務単価の民間へ
の準用を含む適切な賃金水準の確保など、建設業における働き方改革を進める」というこ
とで、公共工事設計労務単価を何とかですね、あれは調査をしておられますので、これを
何とか民間工事へも波及できるようにしていただければと思います。

それから、9ページです。2番、「墜落・転落災害の防止対策の充実強化」のところ、
2ポツの(1)ですね、上から8行目ぐらいの『足場からの墜落・転落災害防止総合対策
要綱』に示されている、労働安全衛生規則に併せて実施することが望ましい『より安全な
措置』等についての一層の普及促進に向けて2年以内に実効ある対策を講じる」というと
ころで、私たちは、『より安全な措置』等について2年以内に実効ある対策を講じる」と
いうことにさせていただきたいと思えます。なぜならば、例えば「より安全な措置」等とい
うのは、平成21年から安全衛生部長通達でもう何回も何回も通達が出されております。
例えば対策要綱では平成24年に出されております。ということで、もう5年以上、9年
にわたって、「より安全な措置」等というはずと出ていて、通達が出されているわけ
ですね、指導通達。これがずっとやられてきているので、また、ここで「普及促進」とい
う言葉が使われたら、私たちにはピンとこないということでもあります。だから、今までのよ
うなことではどうにもならないということで、ここの「普及促進」という文字を削って、
「2年以内に実効ある対策を講じる」という形で結んでいただきたいと思えます。

それから、同じく今度(2)番、「墜落・転落災害防止対策の充実強化」のところですけ
れども、「公共工事のみならず全ての建設工事」というところですね。そのところでは、
「墜落・転落災害の発生状況や関連する施策の実績等を踏まえつつ、発注者を含む請負契
約当事者など国民全般に広く周知理解を得るための公開検証を行い、墜落・転落災害防
止対策の充実強化について、2年以内に速やかに実効ある対策を講じる」という形にぜひ
変更していただきたいと思えます。

ここのところはものすごく大事なところで、公開検証実験をやることによって、これ、
オープンなんです。オープンにすることによって、専門家会議の私たち、先生方も含め、

あるいは国会議員の方、それから国民全般、それから発注者ですね、私たちの請負契約をするときの発注者と元請の関係、それから、元請と下請の関係、そういうものも全部クリアするために、みんながわかってもらおうと。何のために安全にしなきゃいけないんだ、安全な施工をするにはどういうコストがかかるんだということをとにかく世の中にオープンにしていって、とにかくみんなに理解をしてもらおうと。そして、この法律が十分行き渡るように安全対策をし、それでその費用が、発注者から、国民からよくわかっていただくという形をとっていきたいと。

蟹澤先生が前回、第1回、オール建設業でこれは捉えなければならぬと、この法律をですね。私は本当にその言葉に感銘しました。それには、私たちはやっぱりベクトルを一致させて、この対策を充実させることが非常に大事だと思います。そういう意味では、この字句のとおりで、公開検証実験を行うことによって、とにかくみんなに、国民にわかてもらおうということが非常に大事ですね。それから、費用の捻出をするにしても、発注者が、例えば住宅関係までを含めて、やっぱり理解してもらおうということが、先々の建設業の担い手確保の安定した産業にもなっていけるのではないかと思います。

それから、益子先生が命の地域の格差をなくそうと、それから命の民間格差もなくそう。こんなこと当たり前じゃないかということで、この前も説明いただきましたとおり、とにかくこの辺は国民にわかっていたきたいと。それには、公開検証、あるいは公開実証実験を、ものすごくこれ、簡単なんですね、ぜひやらせていただきたいなど。あるいは、お役所さんが主導性をもってやっていただければいいんじゃないかと思っています。

ちなみに、私たちは、毎年毎年安全大会で、建築会館でこの小型版の公開実証実験をやっているわけでして、非常にこれについてはわかりやすいということで、いい評判を得ております。ぜひこんな形にしていきたいと思っています。

それから、10ページですけれども、10ページの4番の(1)ですね、上から5行目ですけれども、「さらに、建設工場の現場で働く建設工事従事者の意見も尊重しながら」建設工場の推進会議、専門家会議などをやるというようなことになっています。これは非常に私たちもありがたいと思います。なぜならば、今回、アンケートでも、建設職人の人たちがアンケートの、例えば今回3,000人ですが、3,000人の意見としてこの専門家会議に参加させてもらっているなというようなイメージもあります。ぜひ今後とも建設職人の人たちの参加を、こういう形で、大きな数字で、それから幅広く参加できるようなアンケートなどによる参加もさせていただきたいと。なぜならば、例えば建設災害の70%

は10人未満の事業者で発生しているということもわかっていただければ、建設の職人が直接個人的な意見をここで出していただくというような形にさせていただければ大変ありがたいと思います。

それから、最後ですけれども、「調査・研究の充実」のところですが、「さらに、『一側足場の位置づけ』、『88条申請の届け出範囲』、『屋根、法面におけるJISの適用』等」は、「現行労働安全衛生規則上の課題について調査研究を進め、可及的速やかに成果を得て公表する」というような形で、もう既に災害をストップするようないろいろな原因が既にわかっている部分は必ずあるわけですね。ぜひそういう形でそれをまとめていただきたいのと、それから、「また、技術の取得が困難であること」であるとか、「第三者の健康や生命に危険を及ぼす恐れがあること等を踏まえ、足場工事業（仮設機器工事業）を建設業種として位置づけることを検討」していただければ大変ありがたいと思います。

以上ですけれども、ひとつよろしく願いいたします。

【蟹澤委員長】 ありがとうございます。これは今日は個別にコメントいただくというよりは、皆様から先にご意見を頂戴するということですのでよろしいでしょうか。

それでは、今は全国仮設安全事業協同組合から資料つきでご意見いただきましたけれども、ほかにご意見は。では、伊藤委員、よろしく願いいたします。

【伊藤委員】 今回の基本計画について、職人さんも含めて、建設現場なり、従事者の皆さんの安全・健康の確保という、ある意味で広いテーマについて幅広くいろんな形で施策をまとめていただいているなど思っておりまして、全建としては、基本的にこの中身で違和感はございません。

そういう中で、ぜひ、1つお願いといたしますか、あるとすれば、資料的には3ページ、4ページあたりのところにも書いてある内容についてです。特に3ページの下、4のところですが、建設工事従事者の処遇の改善なり地位の向上の関係でも、これは建設業者等が現場の状況に即した取り組みを推進していくことが重要と考えます。大手、中小、地域企業も含めて、いろんな現場があるので、建設業者がこういったそれぞれの現場に即した対応をしっかりとやっていくことが求められてくる。特に、元請の責任もしっかり果たしていくということが重要だと私どもとしては思っておるわけですが、建設企業だけでできないところについては、課題を解決するために所要の環境整備を進め、適正な賃金水準の確保云々かんぬんとありますけれども、こういったところについて、国交省さん、厚労省さん、政府挙げて、いろんな取り組み、工期の話、あるいは請負代金の適正な確保だと

か、そういったところについての環境整備のご努力を引き続きお願いできればありがたいなと思っている次第でございます。

先ほどアクセスさんのほうからお話ありました件について、私ども、いろいろ地域の建設企業のいろんな足場も含めて、いろんな状況についてお話を聞かせてもらうこともあったわけですが、そういう中で、やはり現場の中で、いろんな元請業者さん、あるいは専門工事業者の皆さんが持っている資材の状況、あるいはリース業者さんの持っている資材の状況をみても、いろんな現場に合わせた資材があるものですから、特定の資材だけが普及しているということでも必ずしもないわけであります。

そういう中で、より安全な足場の関係も含めた推奨事案について、先ほどお話の中では、大分前からやっているのですが、さらにその先というお話があったんですけれども、必ずしも推奨事案自体が、私どもの認識としては、まだまだ普及していると言える状況なのか、十分浸透しているのかなというのが正直なところがありますし、現場の状況をあわせたときに、その推奨事案が必ずしも全てが全て適用できる場所でもないのかなと、そんなふうにも思ったりしております。

そういった実態をよく踏まえた上でやっていただければありがたいと思いますし、これから転落防止、墜落防止の関係でも、調査検討をしっかりと国交省さんなり、厚労省さんなり、やっていただけるかと思うんですけれども、その際、政府として閣議決定する文言ですから、中身についてはよく政府のほうで検討していただくなりしながら、もちろん業界の意見をお聞きいただくだらうと思いますけれども、しっかりした対策について打っていただくということ、調査なりやっていただくということで、今の段階で特定の調査方法について、あまりこういう計画の中で明示するのはどうかと思った次第でございます。

私のほうからはとりあえず以上でございます。

【蟹澤委員長】 ありがとうございます。全建からのご意見ということでよろしいですね。

それでは、谷田海委員、お願いします。

【谷田海委員】 日建連の谷田海と申します。お手元に私ども日建連、それから、全建さん、建専連の資料を配らせていただきました。フォローアップ会議でもいろんな先生から足場の義務化という話が出る中で、我々の意見をまとめさせていただきました。

この資料の説明の前に、小野さんがつくられた資料の1ページ、ここでちょっと私どもとしては、赤字でいろいろ書いて、死亡率、事故の発生率が非常に高いよということを強

調されていますけれども、1の5行目ですか、「27年には327人まで減少した」と。ちなみに28年は、我々念願の300人を切ったんですね。ですから、非常に危機的状況じゃなくて、官民ともに事故防止に対して取り組んだ成果が着実に僕らはあらわれていると思っています。そういうことで、やみくもに危機感をあおるような表現はされないほうがいいんじゃないかなと私としては考えます。

では、お配りした資料のうち……。

【蟹澤委員長】 谷田海委員、ちょっといいですか。それでは、事務局に伺います。今ご提出いただいた資料を今日の資料とするという、先ほどのアクセスさんの資料と同じということでもよろしいでしょうか。

【中林専門工事業・建設関連業振興室長】 今、委員長からお話ございましたけれども、今、お手元に、日本建設業連合会と全国建設業協会と建設産業専門団体連合会の名前で資料のほう配付されたと思います。こちらにつきましては、先ほどのアクセスさん、小野委員のほうから提出された資料と同じように、谷田海委員提出資料ということで扱わせていただきたいと思います。

【蟹澤委員長】 ということで、今、ご提出いただいた資料が位置づきましたので、ご説明をよろしく願いいたします。

【谷田海委員】 ありがとうございます。前回のこの委員会では、我々、25年11月に田村厚生労働大臣に提出した要望書をお配りさせていただいています。

今回、小野委員から義務化という言葉がなくなったので、我々としては安心している次第でございますけれども、1番については、私どもとしては、安衛則が改定されたばかりであり、その委員会でもかなり議論はもう終わっているという中で、この手すり先行工法義務化を基本計画に盛り込むのは反対であると。

それから、2番については、同じように、大臣の要請書にありましたように、事故原因、分析結果を見れば、安衛則に基づく措置を設置していなかったと、非常に残念なケースですけれども、それが92%であると。足場の種類云々じゃないよというのが2番目でございます。

それから、3番目、今、全建さんからもお話がありましたように、特定の足場工法を義務化すべきではないと。全国54万社、それぞれありますけれども、それぞれ足場を持っているという中で、死活問題となると。

それから、4番目、小野委員がご指摘された点検の問題でございます。点検というのは、

我々、全現場、毎日のように点検し、補修し、よりいいものにしていく。これの連続によって、先ほど申しあげましたように、死亡事故も着実に減ってきていると。たまに点検し、それが点検だというのは、我々は認められない。我々事業者というのは、みずから責任を負っていますので、現場の職長さんから現場の所長まで、日々点検をしながら、欠陥のないものをよい状態で維持するというを常に心がけているという次第でございます。

裏をごらんください。小野委員、官民格差とよく意見をされますけれども、国交省の直轄工事では義務化しているから墜落死亡事故はゼロであるというご主張をされている中で、我々としては、□にありますように、直轄工事等は、規模も大きくて、小規模の民間工事と比較して、施工者の技術力、管理能力、あるいは発注者の管理能力が事故防止に大きく寄与していると思っています。例えば皆さんご自分の家、これを修理する云々というのも、皆さんが発注者になりますし、そこで受けた大工さんが落ちるといのも事故の1つになります。そういう中で、直轄工事と比較するというのはかなり無理があるなど。

それから2番目、墜落事故の分析結果では、足場の種類云々ではないですよ。先ほど申しあげましたように、足場も確保せずにはしごで作業したなど、安衛則を守っていない。そういうのが九十数%あるということです。理事長が発言される官民格差というのは、足場の種類ではないでしょうというのが我々の主張でございます。

3ページは、前回の委員会でもお話ししましたように、3年間の足場からの事故のうちの分析という中で、大半が決められたことをやらずに落ちてしまったというのが92%という、大変残念な結果が出てございます。

最後に建専連さん、ご説明を。

【大木委員】 建専連の大木でございます。3つの団体で出したものの1つとして、最後の4枚目にありますが、手すり先行であっても、必ずしも墜落しないとは限らない。そのために、やはり安全衛生規則を守らせるということがまず一番重要なことだと思います。その中にある安全帯の使用。たとえ墜落しても、安全帯で救われるということもございませぬので、安全帯の使用を徹底するほうが、教育を徹底させるほうがより重要であるかなと思っています。

また、手すり先行であると、一番下に書いてありますが、狭い、特に都会の改修工事であると、隣地と、あるいは隣の建物とのすき間が非常に少ない場合、それを手すり先行ではかなり無理がありまして、従来の単管足場でやっていかざるを得ないような、そこまでも全部手すり先行を義務化するとすると、改修工事がかなりしづらくなるというか、でき

なくなってしまうこともありますので、その辺は義務化ということを強い調子で言うことはないと考えております。

さらにまた、アクセスさんの資料でいただいた10ページなんですが、「足場工事業を建設業種として位置づける」という文言がありますが、とびの会社を私がやっております、とびとしては、仮設、足場を組んだりばらしたりもするんですが、それ以外の本設、鉄骨だとか、PCとか、本設も作業の中にあります。それを足場だけ独立させるというのは非常に違和感ありまして、それに対しては不要であると、独立させることは不要であると申し述べておきます。

以上でございます。

【蟹澤委員長】 ありがとうございます。最初のほうが3団体で合同でのご意見ということで、最後、建専連からのご意見ということで承りました。

ほかにかがでしょうか。勝野委員が、先でよろしいですか。

【勝野委員】 全建総連の勝野といいます。何点かお願いと意見を申し上げたいと思います。1つ目には、今回の基本計画につきまして、私どもがかねてよりお願いしていましたが一人親方の位置づけ等々含めて、しっかりと盛り込んでいただいたということについては感謝を申し上げたいと思います。

ただ、やっぱり問題なのは、とりわけ現場ごとに実態がそれぞれかなり違ってくる。こういうことがあるわけでありまして、実態の把握、調査ということをしっかり行っていただきたいというお願いが1つでございます。

2つ目には、基本計画の最後の9ページのところで、各地方での取り組みについて、各県段階での計画の策定ということが書かれてありますが、その際においても、それぞれの地域の建設従事者の意見がしっかりと反映されるような、そういう体制をぜひとっていただきたい、確保していただきたいというのが2点目であります。

意見でありますけれども、1つ目は、昨年16年の1月から12月分ということで、私どもの組合員を対象とした労災等の事故調査を行っております。特別加入の方も含めて、組合員で申しますと、死亡者数が全体で20人でありました。内訳は、労働者9人、一人親方8人、中小事業主3人ということであったわけでありまして、2015年と比べますと、13人の減少になっております。これ自身は、足場の安全教育を含めた安全対策の取り組みが進んだ結果というふうに評価をしているところであります。

年齢は、20代から70代で、職種についても大きな偏りはなかったわけでありまして

れども、事故原因で申しますと、高所作業での安全帯の未使用でありますとか、事前の危険度のチェックの怠り、こういった不安全行動が約半数を占めているというふうになっております。こうしたことを徹底させていくことが必要だと考えております。

また、手すり先行工法の義務化の論議が前回もされたわけでありましてけれども、現在でも安全経費等を確保できていない、とりわけ中小零細の下請事業者にとっては、大変大きな負担となってしまうということもあると考えております。

以上の点を含めて、誤った作業手順でありますとか、不安全行動等があれば、言ってしまうえば、高さに関係なく墜落災害による死亡事故が発生するということもあるわけでありまして、まずはそういった点からの対策強化をすることが重要ではないのかなと思っております。

最後に、基本計画について一定の取りまとめを行っていくということになっているわけでありましてけれども、今後のこの専門家会議のあり方と申しましうか、開催等について、どこにも明確な記述がされていないと思っておりますので、今後の専門家会議の開催等のあり方について、考え方を示していただきたいと思っております。私自身は、定期的に最低、年1回なりの開催をしていく必要があるのではないのかなと思っております。

以上です。

【蟹澤委員長】 ありがとうございます。最後のご発言だけは、コメントをいただいでよろしいでしょうか。

【木村建設市場整備課長】 専門家会議の今後の予定でございますが、基本計画にもこれからやるべき施策、あるいは調査検討等を記載してございますので、そういった施策の進捗に応じてのフォローアップをぜひこの専門家会議で議論していただきたいと思っておりますので、今、勝野委員おっしゃられたような定期的な開催含めて、積極的に対応していきたいと考えております。

【蟹澤委員長】 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。どうぞ、内藤委員。

【内藤委員】 恐れ入ります。慶應義塾大学の内藤と申します。大変お立場のそれぞれ異なる中を、非常に全般的な計画案をおまとめいただき、ありがとうございます。2点ほどご質問といたしましうか、これは将来へ向けてということで結構なのですが、お伺いできればと思います。

まず、1番目といたしましては、これはいただきました計画案、3ページ目のあたりで

ございますが、ここにごございます文言に私、反対というのではなく、もちろん素晴らしいことなのですが、上から2つ目、2番目のパラグラフの下3行、「建設工事の現場における危険性・有害性をリスクアセスメントして、当該リスクを低減し、安全及び健康を確保するための措置を、自主的に講ずることが重要である」というふうにお書きでいらっしゃるんですが、このあたり、どうしても計画案というのが抽象的にならざるを得ないことは私も重々承知しておりますが、将来的な例えば自主的に講ずべき策としてはどのようなものをお考えであるか、もし多少具体的なお説明を賜れるならば幸いです。

先に2つ目のご質問続けてしまってよろしゅうございますか。2点目は、7ページ目の(2)、「安全及び健康に関する意識の啓発に係る自主的な取組の促進」というところがございますが、1番目のパラグラフの最後2行、「建設業者等の安全衛生活動の取組や災害対応事例について積極的に情報発信し、水平展開を図る」という点でございます。非常に素晴らしい取り組みで、ぜひお願いをしたいと思います。このあたり、例えば何らかの形で事故の事例のデータベースである、あるいは、事故に至らないまでも、ヒヤリ・ハットした事例のデータベースといったようなものの構築は進んでおりますのでしょうか。そのあたり、もしお教えいただけましたら幸いです。

以上でございます。

【蟹澤委員長】 ありがとうございます。これはご質問ということですので、事務局と、特に2つ目は厚生労働省の方かと思えますけれども、両方ともということでも構いません。コメントいただいてよろしいでしょうか。

【野澤安全課長】 2点のことについてお答えします。まず1点目は、リスクアセスメントに基づく自主的な措置のイメージというようなご質問かと思えますが、リスクアセスメントは、実は各建設現場で行われますので、各建設現場で、例えばいわゆる建築工事であれば、今日話題になっているような墜落災害とか、そういった災害が多くて、高所作業でここで危険だから、ここに何か措置する必要があるだろうと。そういうようなことになっていきますが、片方で、世の中、土木工事のほうが多いくらいなんです。土木工事なんかでいけば、例えば重機という大きな機械が入りまして、そこで人間、労働者と混じって作業することになります。そうしますと、そういうところで、重機の後ろ側に人間が当たって被災するということがございますので、そういったところでは例えば立入禁止の措置をすとか、誘導者を配置すとか、そういったことが、もちろん法的にも決まっておりますし、それぞれの作業ごとにそういったいろんなものを自分たちでまずリス

クアセスメントをして、それに対する措置を講ずるということをやっておりますが、それを全体的に表現しているものというふうにご理解いただけたらと思っております。

それから、もう1点、建設災害の情報の公表とか、そういったことですが、これは建設業に限らず、労働災害全般につきまして、今、職場の安全サイトというのを設けておりまして、そこには死亡災害事例とか、そういったことも載せておりますので、事業者、あるいは業界の皆さん、それらを見て、いろいろ自分たちのところの対策について確認をしたりということをしているということで、今後もそういったことは充実を図っていきたいと思っております。

【蟹澤委員長】 内藤委員、よろしいでしょうか。

【木村建設市場整備課長】 2番目の点について、国交省でも実施していることが1つございまして、今、ヒヤリ・ハット事例集について、業界団体の方々のご協力いただいて、最終的にまとめている段階でございます。今、各団体と最終調整している段階でございますので、近日中にはその事例集を取りまとめて、まずは国交省のホームページにアップしたいと思いますけれども、そのほか、いろんな媒体を使ってヒヤリ・ハット事例を普及していきたいと考えています。

以上です。

【内藤委員】 ありがとうございます。

【蟹澤委員長】 ありがとうございます。ほかにご意見、ご質問、いかがでしょうか。じゃあ、どうぞ田中委員。

【田中（宏）委員】 日建協の田中でございます。私どもの団体はゼネコン職員の労働組合ということで、元請の最前線で現場管理をする者も多くおります。その観点で、今回の基本計画を見させていただきまして、原案の内容でよいと思っております。特に注目しているのが、建設工事の請負契約における経費のところですが、安全衛生経費が、下請人まで適切に支払われるような実効性のある施策を検討し、実施するとのことですが、安全経費をきちんと支払うことは必要だと思います。そこで私どもが特に重視していただきたいのは、その下でございます、各建設業者が自らの役割に応じた適切な安全衛生体制を講じるような部分です。各建設業者が雇用する労働者に対し、教育等の安全衛生対策をしっかりと講じていただき、経費をきちんと支払うということにしていいただければと思います。

私も現場で施工管理をしていた経験もございまして、安全衛生に関しては現場の元請職員任せということもありました。各建設業者様の方できちんと教育をしていただければ、

最前線で働く元請職員の業務軽減にもなると思っています。もちろん現場ごとの特性、特殊性などに関する安全衛生の内容は、その現場での元請職員が、職人さんに対してご説明するというのは必要ですが、一般的な知識というのやはり所属会社さんの方できちんと教育していただく。それらに対する経費はきちんと払うということにさせていただくと、業務軽減ができるのかなと思っております。

また、全国仮設安全事業協同組合さんから出された基本計画の対案ですが、今会議の意見にも出てくる手すり先行工法は、足場の組み立て中の墜落防止という点では効果的なこともあると思っております。ただ、その後の足場を利用しての作業のことをいえば、開口部を養生すれば手すり先行工法でなくても問題ないと考えます。やはり施工中に一部作業上どうしても手すりを外さなければならない時がありますが、ちょっとした間だけ離れるからと手すりを復旧しない、復旧し忘れる。開口部の蓋を開けるための仮設手すりが横にあるのに、ちょっとした間だからと手すりを設置しない。やはりそういう設備だけでなく、場所に応じた意識というのがやはり重要と思っております。ソフト面が伴わないと、ハード面の強化だけでは意味がないと思います。

ソフトの部分は共通したことが多いですが、ハードについては、いろんな施工条件がありますので、1つの工法だけにとらわれず、さまざまな新しい技術も含めながら、やり方を考えていくべきと思っております。

あともう1点、私の認識として、他の法令などでは基本法のもとにさまざまな具体的な法令が、基本計画のもとにさまざまな具体的な計画・施策というものがあるという体系だと思っております。そのため、基本計画の対案の一番最後に、建設業許可に関する限定的な事項が出てくるというのは少し違うと感じます。基本計画ですので、少し自由度というか、あまりがちがちに決めてしまうと、ブレークダウンしたところでの具体的な施策というのが限られてしまうので、やはり基本計画というところは、大きな方向性を示す、そういうものであるべきと思っております。

以上でございます。

【蟹澤委員長】 ありがとうございます。いかがでしょうか。益子委員、どうぞ。

【益子委員】 南多摩病院の益子です。私、前回も命の官民格差というお話をさせていただいたので、命のことについてまたお話しさせていただきます。先ほどお話にありましたが、建設業界で亡くなる方が人口10万人当たり8人というのはとんでもない高い値なのです。私、ずっと、交通事故で亡くなる人を減らすために国交省の皆さんと一緒に様々

な取り組みをしてきましたけれども、交通事故で亡くなる方、昭和45年に1万六千人以上いたのが、平成28年には4,000人を切り、人口10万人当たり3.1人まで減少しました。それでも国は今後5年間に交通事故死者数を2,500まで削減するという高い国家目標を設定しています。そのことは即ち、人の命は尊いものであるから一人でも多くの命を救わなければならないという国の強い意志を示していると思うのです。

そう考えますと、今、ここで300人、400人が亡くなっているのを、じゃあ、どうやって減らしていくかということが大事なのだと思うのです。今、日建連さんからの資料を見てみますと、ゼネコンの工事だと管理が行き届いているから亡くならないけれども、民間のものだと、発注者の管理能力がないから事故が起きてしまうというふうに解釈できます。足場を確保しないではしごで作業していることが原因であるから、結局のところ、安衛則を守っていれば死なないで済んだものが、規則を守らないから死んでいるという話になってしまいます。しかしながら、基本的に人は間違いを起こすものなのですから、みんなで見守りを出し合い、間違いを起こしても死なないで済むような方策を、制度として、あるいは何らかの施策を講じることによってできないものだろうかというのが私の率直な疑問でございます。

以上です。

【蟹澤委員長】 ありがとうございます。今の点もご意見ということでよろしいでしょうか。

ほかにまだご発言のない方から何かございますでしょうか。どうぞ、田中委員。

【田中（正）委員】 建災防の田中でございます。まず基本的にはこの基本計画につきましては、私どもとしても異存はないということでございます。基本法の趣旨にのっとった計画が策定されまして、建設工事従事者の安全と健康の確保がさらに進むこと、これを期待しているわけでございます。

今、何人かの方から足場の関係の議論がございました。手すり先行工法について、組み立て・解体時での安全の確保というのは有効なものだと思いますが、いろいろ議論の中で、例えば資材確保の問題とか、部材の多さとか、またいろんな欠点もあります。そういうもろもろ考え、一方でまた統計上の結果を見ましても、基本的に今の足場からの墜落・転落事故を防ぐためには、労働安全衛生法令で定めております現行の規定の遵守を徹底することが第一だと考えております。それに加えて、法にのっとった教育等によりましての関係者の意識啓発ということが大事だと思います。この点を明確にしておきたいと思っております。

以上でございます。

【蟹澤委員長】 ありがとうございます。あとは、よろしいでしょうか。では、小野委員。

【小野委員】 ありがとうございます。今、いろいろな先生方からご意見賜りました。私の意見に対するいろいろな反論とかご注文いただきまして、ありがとうございます。私も、例えば手すり先行工法という言葉、熟語は1回も今回も使っていません。前回も使っていません。ただ、公共工事のみならずというところから始まる場所は、今、国がやっている施策を民間工事にも適用したらどうかというようなことで、この法律が書かれています。

そんなことで、例えば国がやっておられることは、この前も国土交通委員会で二度も質問、最近されて、結局、過去10年、この10年、国交省の仕様書に基づいた足場から一人も死んでいないと、亡くなっていないということが発表されていますよね。結局、その中では手すり先行工法も入っていると思いますけれども、だから、手すり先行工法は万能ではないんだと、私もそう思っていますよ。ただし、例えばそれをちゃんと励行してやったところからは死亡事故が10年間も起きていないということです。その前にも委員会で発言されていますけれども、結局そこなんですよね、官民格差というのは。何で国交省が指導していることが民間工事でも指導できないのかと。それは万能ではないですよ。お金もかかります。あるいは開口部もできるから、完璧ではないです、不完全ですということもあるかもしれません。しかし、足場の7割方は手すり先行工法を採用できる足場のはずです、足場の形態からいったらですね。例えば狭隘な場所、60センチ以下のところでは、布板を、足場板も敷けないような間隔のところでは手すりなんかつけられないから、そんなことは論外なんですけどね。例えば手すりのとりつけ忘れ、後で外して忘れる。これもまた枝葉末節のことです。

それから、勝野さんが言われた、例えば零細業者にやらせるのは非常に酷だと。しかしながら、私が言っているのは、特に零細業者にやらせてほしいと。10人未満で70%の災害が発生しているんですよ。ですから、そこに重点を置かなきゃいけないじゃないですかと。お金がないから、かわいそうだからとか、あるいは死活問題だからという言葉も使われていますね。死活って、生命の死活じゃないと思うんですよ、この場合は。やっぱり経済的なものだと思うんですよ。

ですから、私、一番最初に申し上げました。委員長がとにかくオール建設業界挙げて社

会にこれを訴えていくんだと。それがこの法律の姿勢ですよということを言われて、全くそのとおりだと私、思うんです。ですから、みんなでベクトルを合わせて、社会に対して、今、建設業界の現状を見てもらって、輝かしいというか、将来、未来に向かった建設業が維持できるような仕組みにぜひしていただきたいなと思います。私たち、アクセスぐらい、一切ありませんので、ぜひ同じ仲間なので、ぜひ協力し合ってやっていきたいなと思います。ひとつよろしくお願いします。委員長、よろしく。本当にオール建設、最高に気に入りましたので。

【蟹澤委員長】 ご意見ありがとうございます。ほか、よろしいでしょうか。

それでは、一通りご意見をいただいたようでございますので、よろしいでしょうか。

私、他の委員会ではいろいろ意見を申し上げているんですが、委員長になるとあまり言えないなということで、黙っておりましたけれども、きょうはご議論ありがとうございます。簡単に私、委員長からの意見といいますか、皆さんから聞いたことを簡単にまとめさせていただきますと、この法律、並びに立案しようとしています基本計画案というものが、建設工事従事者、特に現場で汗流して働いている技能者のためであるということ。それから事故を減らす。もちろん命が大事であるということ。その辺は全く共通のご意見だったと思います。

そのために、今ある制度や対策というのは周知徹底をしていくということと、強化できる部分、より具体化できる部分はしていくと。それから、一人親方、「いわゆる」というのがついているような、しっかりと現状がわかっていないこと、また、事故の状況なんかも一部そうではございますが、そういったものに関しては、よりしっかりと調査なり情報収集をするというようなこと。その辺についても、おそらく全く異存のなかったことではないかなと思います。

その上で、今回、この専門家会議で検討しておりますのは、基本計画ということでございますので、この中では、将来的によりしっかりとした展開が可能であるために、特に世論に対して、先ほどから小野委員からオール建設業ということがありましたが、やはりオール建設業でこの重要性を認識しているということ、それから、特にこの産業で働く人に対するさまざまな今までは問題があったんだということを我々がしっかりと共通の認識を持っていて、そのための新しい高い理念を掲げたような基本計画をつくる必要があるのだと。そういったところは本当に共通の理解が得られたところではないかと思います。

一部意見調整が必要な部分もあったかとは思いますが、それに関しましては、今

後、委員長にご一任いただければ、事務局とよりよい基本計画をつくるために調整をしてまいりたいと思います。当然のことながら、必要な都度、委員の皆様、また団体には声が届きますように報告をさせていただくプロセスになると思いますので、よろしくお願いいたします。

そういったことで、委員長、少し頼りないかもしれませんが、信頼をしていただいて、事務局側も、国交省、厚労省がそろっておりますので、しっかりしたものをつくりたいと思いますので、ご一任ということでよろしくお願いいたします。

それでは、本日の議事はこれで全て終了いたしましたので、進行を事務局にお返ししたいと思います。よろしくお願いいたします。

【中林専門工事業・建設関連業振興室長】 本日は長時間、いろいろと大変貴重なご意見をいただきまして、まことにありがとうございます。最後に、国土交通省の谷脇土地・建設産業局長よりご挨拶のほうを申し上げたいと思います。

【谷脇土地・建設産業局長】 国土交通省の土地・建設産業局長でございます。大変短い期間でございましたけれども、大変熱心なご議論を賜りまして、まことにありがとうございます。

この法律、議員立法で全会一致で成立をいたしまして、建設工事従事者の安全と健康、この確保、これが建設工事の中で最優先事項であると、こういう考え方で法律が成立したわけでございます。

これ、私も、先生方、議員立法で立案をされておられるときから参画をさせていただいているわけですが、よく言われておりましたのが、この法律は、建設現場での安全・健康を確保する上でのエンジンの役割を果たす法律なんだということでした。いろいろな規制、あるいは規則というものが建設業法なり安衛法なりにあるわけですが、さらに議員立法でこの法律をつくるというところの一番大きな部分は、エンジン役を果たす、そういう意味での大きな役割があるのでないかと、こういうようなことが言われていたわけでございます。

で、法律が成立いたしまして、そのままにエンジンになるべく、この基本計画を策定するという役割が私ども国交省と厚労省に法律上の義務としてまいったわけでございます。

そういう意味で、私ども、思いといたしましては、1つは、エンジンがございませんと進みませんので、できるだけ速やかにこのエンジンになる基本計画を策定をしたいということでございます。そういう意味で、急いでご議論をいただきましたけれども、たくさん

のご意見をいただきました。こういうようなものも踏まえまして、委員長とも相談させていただいて、早急に案を取りまとめたいと思っております。

その際、エンジンというのはうまく回りませんと進まないわけでごさいます、建設業の現場、これはいろんな立場の方がいろんな思いを持って仕事をされておられるわけでごさいます。ここでやはり一致協力をしていただきませんと、なかなか物事、うまく回らないという部分がございます。これ、オーケストラでもよくなぞらえられますけれども、オーケストラというのは皆さんのそれぞれのところがうまく協力、協調していただいて、いい音を出して、初めていい音楽になると。

今回の基本計画もそういう性格があるのではないかと私は思っております、このエンジン役の基本計画、これをできるだけ速やかにつくりたいということと、これの策定、熟考に当たりまして、ぜひ皆様方、それぞれのお立場あろうかと思っておりますけれども、うまくいい音が出るようにぜひご協力をいただきたいと思います。先生方には引き続き大変お世話になろうかと思っております。よろしく願いいたします。

本当にありがとうございました。

— 了 —